

外国人材の受入に関する制度の移行に向けて

— 技能実習制度から育成労制度へ —

近年、わが国において事業主に雇用される外国人労働者数は令和6年10月末現在で230万人を超え、前年比約25万人増加、過去最高を更新しました。本県においても1万4千人を超え、前年比約1,900人増加、過去最高を更新しました。

こうした中、令和6年6月に公布された改正入管法及び「外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律」(育成労法)に基づき、外国人技能実習制度を発展的に解消し、新たに育成労制度が創設されることとなりました（施行日：令和9年4月1日）。外国人材を活用している（又は活用を検討している）事業所の皆様にとって、この新たな制度が具体的にどのようなものとなるのか、気になるところではないでしょうか。

現時点において検討中或いは未公表の部分もまだありますが、かなり多くの情報が出揃ってきております。そこで、本セミナーでは、外国人の就労に関する現在の制度をおさらいした上で、現時点で入手できる育成労制度の最新情報を外国人材受入の専門家から解説していただきます。また、法改正と並び重要な不变のテーマである外国人材の採用と定着についてもお話しいただきます。

CONTENTS

1 現在、就労が認められている在留資格

2 育成労制度の最新情報

- ・育成労制度の概要とイメージ
- ・育成労制度の関係省令等による制度の見直しの全体像
- ・育成労の目標等
- ・育成労制度における日本語能力向上のための施策
- ・育成労実施者の要件等
- ・育成労外国人の受入人数枠
- ・本人意向による転籍の要件
- など

3 育成労制度のよくあるQ&Aの解説

- ・技能実習生を受け入れていますが、育成労に制度が改正されても受入を続けることはできますか？
- ・技能実習生の受入はいつまでできますか？
- ・育成労制度は、技能実習制度と何が違いますか？
- など

4 外国人材採用と定着のポイント

開催日時	令和8年3月13日（金）14時～15時45分	
会 場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）新潟市中央区川岸町1-47-3	
講 師	新潟県外国人材受入サポートセンター コーディネーター 真山 祥人 氏	
定 員	60名（定員に達し次第締め切らせていただきます）	
受講料	会 員	無 料 (3名以上は1名につき2,200円（消費税込）を当日現金で申し受けます※)
	会員外	1名 2,200円（消費税込） (当日現金で申し受けます※)

※受講料を当日申し受けた際に、領収書（簡易適格請求書）をお渡します。

申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)または ホームページ(https://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	令和8年3月6日(金)
備考	駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場（陸上競技場、白山公園駐車場等） をご利用ください。
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書（3／13）

会社名		
所在地	(〒)	
ご担当者	お名前	所属・役職
連絡先	TEL:	FAX:

参加者氏名(フリガナ)		所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはございません。